

本願寺以外での「帰敬式」執行について

直属寺院・一般寺院ならびに宗門に所属する団体等において、法要・行事等にあわせて帰敬式を実施することができます。

〔実施の条件〕

(1) 直属寺院の場合

- ①申請できる法要区分は、報恩講法要ならびに各種慶讃法要および宗祖大遠忌法要・蓮師遠忌法要・御歴代宗主の年忌法要修行時とする。
- ②執行場所は、本堂とする。
- ③申請者について
 - ・直属寺院主催の法要・行事開催時における実施については、輪番または主管とする。
 - ・教区主催の法要・行事開催時における実施については、教務所長とする。

(2) 一般寺院の場合

- ①申請できる法要区分は、以下の通りとする
 1. 住職継職奉告法要
 2. 本堂新築落成慶讃法要、新寺設立慶讃法要
 3. 本堂改築落成慶讃法要
 4. 宗祖大遠忌法要・親鸞聖人御誕生850年慶讃法要(*)・御歴代宗主の年忌法要
立教開宗800年
 5. その他、内局が認めたもの

※詳細につきましては、宗派公式 Web サイト [最新ニュース](#) より「法要行事基本要綱」をご参照ください

- ②執行場所は、本堂とする。
- ③申請者について
 - ・住職もしくは住職代務・兼務住職とする。

(3) 宗門に所属する団体等の場合

- ①申請できる区分は、教化団体大会・入学・卒業等の行事開催時とする。
- ②執行場所は、原則として直轄寺院・直属寺院および一般寺院の本堂とする。
- ③申請者について
 - ・宗門関係学校、幼稚園、保育園における実施については、理事長・学園長・学院長・学長・学校長・園長とする。
 - ・教区主催の法要・行事開催時における実施については、教務所長とする。

・教化団体等大会開催時における実施については、大会主催者（責任者）とする。
ただし、僧籍を有する者

④連区・ブロック等の教化団体等大会における申請は、宗務関係室所部長の副申を添え、申請するものとする。

(4) 特例措置による帰敬式の場合

①健康上および身体上の理由により、本願寺での帰敬式受式が不可能な場合、別に定める申請書を提出し、帰敬式の特例措置を願い出ることができる。

なお、申請時には特例措置の申請理由にそった証明書（病院の診断書等）を提出する。

②執行期日、執行場所、その他必要な措置については、申請者と協議のうえ決定する。
（病院等の施設使用時は責任者の許可証を提出のこと）

③申請について

・所属寺院住職または住職代務を通じ、受式者本人とする。ただし、本人による申請が不可能な場合は代理者により申請することができる。

[帰敬式出向者]

①執行者は御手代として本願寺より出向するものがあたる。

②本山より出向するものは、帰敬式執行者および寺務所員とする。また係員として、教区勤式指導員ならびに直轄寺院・直属寺院職員および教務所職員が加わることも可とする。

③本山より出向するものにかかる経費は招聘者負担とする。

[申請方法]

事前に参拝教化部と実施日を調整のうえ、所定の用紙にて申請するものとする。

（実施日の3ヵ月前までに提出のこと。ただし、特例措置による帰敬式についてはこの限りではない）

※尚、申請した受式者本人以外の受式は認められません。

※帰敬式の執行日時については、法要・行事などで出向できない日がありますので、必ず事前に参拝教化部と調整を行ってください。

※築地本願寺では、各種法要にあわせ帰敬式がおこなわれます。

詳細は、直接築地本願寺へお問い合わせください。